

鳥取大学と鳥取県教育委員会との連携協力に関する協定書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）と鳥取県教育委員会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教育に関して相互の機能を活用して実践的な連携協力をを行い、もって鳥取大学及び鳥取県の教育の充実発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質・能力の向上に関すること。
- (2) 学生、生徒、児童等の教育支援及び社会貢献活動に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育における諸課題への対応に関すること。
- (4) その他学校教育等に関し必要と認められる事項に関すること。

（方法）

第3条 甲と乙は、連携協力するに当たり、教職員の派遣及び受入れ並びに施設設備の利用等について、互いに便宜を図るものとする。

（経費）

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に教職員の派遣及び受入れを要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間の末日2か月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して決定する。

2 連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月11日

国立大学法人鳥取大学長

能勢 隆之

鳥取県教育委員会教育長

中永 廣樹

